

業務管理体制の整備に関する届出 マニュアル

令和5年3月

仙台市介護事業支援課

〈目 次〉

- 1 事業者（法人）が整備する業務管理体制・・・・・・・・・・ 2
- 2 届出を要する事項・・・・・・・・・・ 3
- 3 業務管理体制の整備に関する届出システムについて・・・・・・・・ 4
- 4 業務管理体制の整備に関する事項の届出先・・・・・・・・ 5

1 事業者（法人）が整備する業務管理体制

（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39）

業務管理体制整備の内容			法令遵守に係る監査
		法令遵守規程	法令遵守規程
	法令遵守責任者	法令遵守責任者	法令遵守責任者
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

（1）事業所等の数の数え方について

- ・介護予防の指定を受けている場合は、その分も1カ所として数えます。
 - ※ 介護予防・日常生活支援総合事業における、第一号訪問事業・第一号通所事業は含めません。
- ・みなし事業所は数えません。
 - ※ みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所です。

（2）法令遵守責任者について

- ・法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。
- ・また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。
- ・なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

（3）「法令遵守規程整備」について

- ・法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

(4) 「業務執行の状況の監査」について

- ・業務者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であつて、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。
- ・なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

2 届出を要する事項

(介護保険法施行規則第140条の40)

届出事項	対象となる介護サービス事業者
① 事業者（法人）の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
③ 「法令遵守規程」の概要（注1）	事業所等の数が20以上の事業者
④ 「業務執行の状況の監査」の方法の概要（注2）	事業所等の数が100以上の事業者

(注1) 「法令遵守規程の概要」については、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像が分かる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注2) 「業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者がこの監査にかかる規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

3 業務管理体制の整備に関する届出システムについて

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

事業者は、下記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。

※令和5年3月28日より、厚生労働省が構築した「業務管理体制の整備に関する届出システム」(以下、「届出システム」という。)が運用開始となり、オンライン上で電子申請による届出が可能となります。

本市への業務管理体制の整備に関する届出については、届出システムによる電子申請を基本とします。詳細は以下のWEBページをご確認願います。

<https://www.city.sendai.jp/shidodaini/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/koresha/todokede.html>

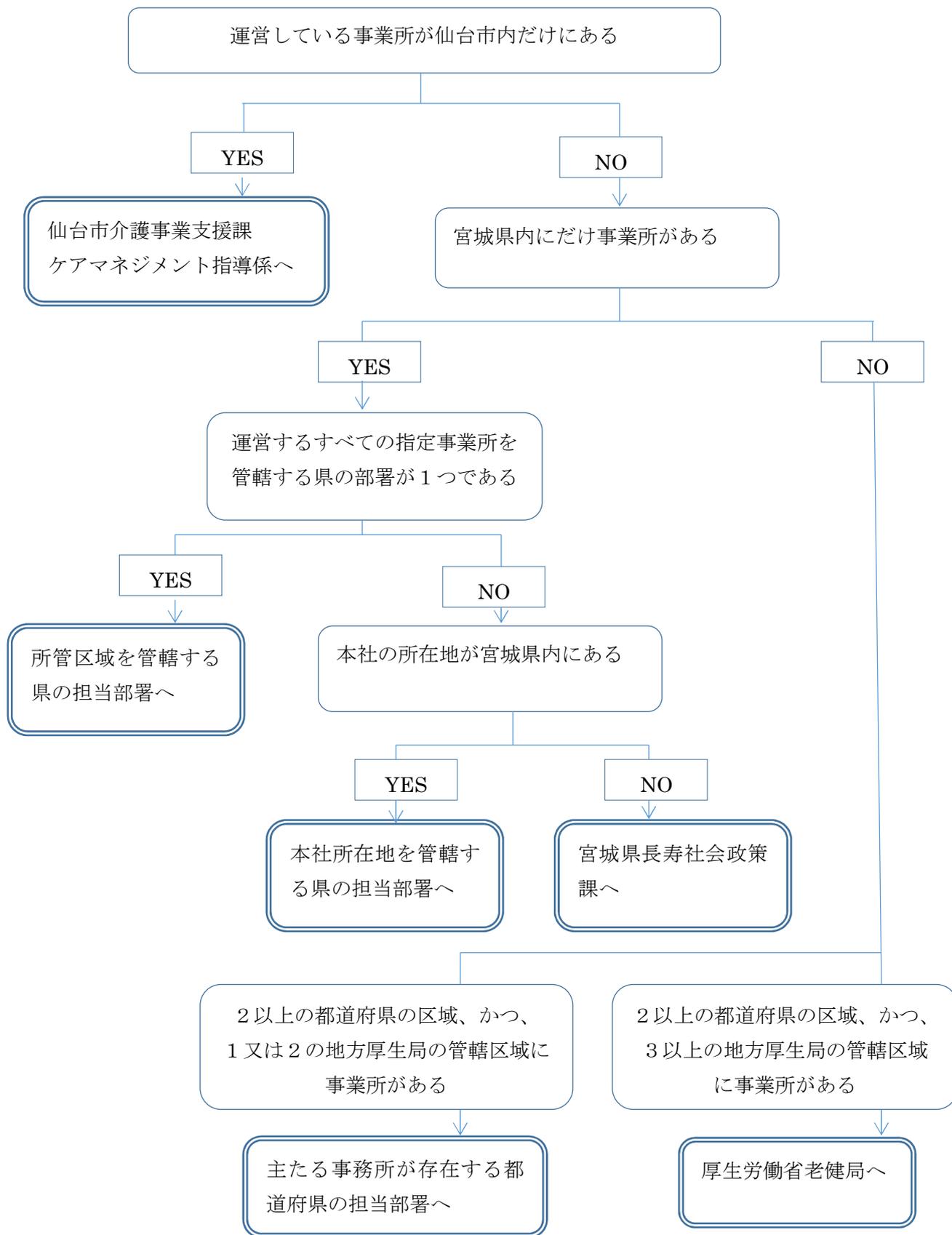
届出が必要となる事由	届出先
① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (介護保険法第115条の32第2項)	該当する届出先
② 事業所等の指定等により、事業展開地域を変更したなど、届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第115条の32第4項) ※ 下記のような場合、あらためてどちらにも届出が必要です。 ・仙台市内でグループホームだけ実施していたが、塩竈市でもグループホームを開設した。 仙台市 → 宮城県	変更前の届出先 変更後の届出先 <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> ※ 両方に届出が必要。 </div>
③ 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第115条の32第3項) ※ ただし、以下の場合に変更の届出の必要はありません。 ・事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	該当する届出先

4 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

区 分	届 出 先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事業所が所在する都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型（予防含む）サービス事業のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

【届出先確認フローチャート】



※仙台市以外の担当部署名や連絡先等は、該当の行政官庁のホームページからご確認ください。